

鶴巻訪問看護ステーション居宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

- 第1条 医療法人社団三喜会が開設する鶴巻訪問看護ステーション居宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう公平中立な立場でサービスを調整する。（公正中立なケアマネジメントの確保）
- 3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。（医療と介護の連携）
- 4 関係市町村から認定訪問調査の委託を受けた場合は公平、中立、さらに利用者に対し適正な調査を行い、又常にその知識を有するよう研鑽する。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 医療法人社団三喜会 鶴巻訪問看護ステーション居宅介護支援センター
- 2 所在地 神奈川県秦野市鶴巻北二丁目 14 番 2 号

(職員の職種、員数)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 主任介護支援専門員 1 名 （常勤兼務）
- 2 介護支援専門員 6 名 （常勤専従 3 名 常勤兼務 1 名 非常勤専従 2 名）
- 3 事務職員 1 名 （常勤職員）

(職務内容)

第5条

- 1 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- 2 介護支援専門員は、第2条の運営方針に基づき、指定居宅介護支援の提供にあたる。
- 3 担当件数は介護支援1名につき、利用者を45名未満にする。
- 4 担当制ではあるが、緊急時の対応ができるように、最低限の情報の共有を行い、利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）の支援が適切に行われるために、協力して対応する。
- 5 事務職員は、介護支援専門員の補助的業務及び必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日

月曜日から土曜日及び祝日とする。但し、日曜日及び12月30日より1月3日までを除く。

2 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。

3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第7条 1 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

① 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

・利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者等に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

・居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者等が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

・課題の分析について使用する課題分析票は当センター独自の課題分析票等を用いる。

② 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況（以下「モニタリング」）を把握するとともに、少なくとも月1回居宅へ訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、モニタリングの結果を記録する。

③ 介護支援専門員は必要に応じサービス担当者会議を開催し、担当者から意見を求めるものとする。

④ 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、支払いを受けるにあたっては、予め利用者等に説明を行い同意を得る。自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収し、公共交通機関を利用した場合は実費を徴収する。

実施地域を越える地点から往復	5km～7.5km	未満	750円
	7.5km	以上	1000円

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、秦野市、伊勢原市(串橋・笠窪・善波・白根・神戸・三ノ宮・板戸・東大竹)、平塚市(真田・北金目・南金目・岡崎・片岡・飯島・寺田縄・入野・入部・長持・千須谷・

広川・めぐみが丘・日向岡・公所・根坂間・河内・纏・徳延・高村・出縄・山下・万田・高根・土屋・上吉沢・下吉沢)、大磯町(全域)の区域とする。

(相談・苦情への対応)

- 第9条 1 事業所は、自ら提供した居宅介護支援等に対する利用者等からの相談・苦情については、相談苦情対応マニュアルに沿って管理者が対応する。
- 2 提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定居宅介護支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第10条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待等の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
- 1 虐待防止に関する責任者は管理者とする。
- 2 虐待を防止するための介護支援専門員等に対する研修の実施(年1回)
- 3 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底するものとする。
- 4 事業所は、居宅サービス事業者または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待が疑われる場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

- 第11条 1 サービス提供にあたり、利用者等の生命・身体を保護するため「緊急やむを得ない場合」を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 2 身体的拘束等を行なう場合には、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況、ならびに「緊急やむを得ない」理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第12条 1 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者等の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所の運営規程の概要や勤務体制及び料金表など、サービスの選択に必要な重要事項は事業所内の見やすい場所に掲示する。
- 5 介護支援専門員は、サービス提供を利用者に強要または金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
- 6 事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- また、事業者が利用者に対して提供した居宅介護支援により、過失責任を負うべき事故(偶発的な

事故を除く)が発生した場合には、損害賠償を行うものとする。

- 7 事業所は介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。
- 8 事業者は記録をサービス提供終了後 5 年間は適正に保存するものとする。
- 9 利用者等に対して、複数のサービス事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明する。
- 10 介護支援専門員等に対する贈り物や飲食のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- 11 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団三喜会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

2005年4月1日改定。	2012年8月1日改定。	2018年1月1日改定。
2005年10月16日改定。	2013年4月1日改定。	2018年2月1日改定。
2006年2月16日改定。	2013年7月1日改定。	2018年3月1日改定。
2006年3月16日改定。	2014年4月1日改定。	2018年4月1日改定。
2006年4月1日改定。	2014年8月1日改定。	2018年10月1日改定。
2006年5月16日改定。	2014年9月1日改定。	2019年4月1日改定。
2006年6月1日改定。	2015年2月1日改定。	2020年4月1日改定。
2006年10月16日改定。	2015年3月16日改定。	2020年6月1日改定。
2007年5月16日改定。	2015年5月1日改定。	2020年7月1日改定。
2007年8月6日改定。	2016年3月1日改定。	2020年8月1日改定。
2008年1月16日改定。	2016年4月1日改定。	2021年2月1日改定。
2008年3月1日改定。	2016年9月1日改定。	2021年4月1日改訂。
2008年11月16日改定。	2016年10月1日改定。	2021年6月23日改訂。
2009年8月1日改定。	2017年4月1日改定。	2022年1月1日改訂。
2010年1月16日改定。	2017年5月1日改定。	2022年4月1日改訂。
2010年11月1日改定。	2017年6月1日改定。	2024年1月1日改訂。
2011年10月1日改定。	2017年9月1日改定。	2024年4月1日改定。
2012年4月1日改定。	2017年10月1日改定。	2025年4月1日改定。